

# 館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 名称 館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託
- (2) 履行場所 館山市
- (3) 履行内容 別添「館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで
- (5) 提案上限額  
8,047,000円  
(10%消費税及び地方消費税を含む。以下同様。)  
【内訳】令和4年度限度額 4,810,000円  
令和5年度限度額 3,237,000円

## 3 委託業務の趣旨・目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

館山市(以下、「本市」という。)では、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画を策定する。

策定にあたっては、本市の地域福祉に関する市民のニーズを的確に把握するとともに、本市の取り組むべき課題・問題点を分析し、福祉施策の基本的方向性や目標を盛り込んだ計画(令和6年度～令和11年の6カ年計画)とする。

なお、本計画の方向性や目標を地域住民と共有し、共に地域福祉を総合的に推進するため、館山市地域福祉活動計画と一体的に策定する。

また、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画を包含するものとする。

については、国・県の動向や時代の潮流、市民ニーズや地域の実情を的確に分析し、実効性の高い計画を策定するため、高い分析力や専門的知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用しようとするものである。

## 4 プロポーザル参加資格要件

プロポーザル方式に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加申請書(様式第1号)の提出期限日である令和4年4月28日(木)

現在において、館山市入札参加適格者委託名簿の大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」に登録している者。

- (2) この公告の日から契約締結日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象事業の公告日前6カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第15号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 本業務へ配置予定の主担当者は、これまでに、市町村地域福祉計画等策定支援に関する地方公共団体からの業務(類似業務を含む。ただし、計画策定に係るアンケート調査のみの場合を除く。)を受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

## 5 事業スケジュール

項目	時期
事業の告示・実施要領等公表	令和4年4月4日(月)
質問受付期間	令和4年4月4日(月)～ 令和4年4月18日(月)
質問への最終回答予定日	令和4年4月22日(金)
参加申請書・企画提案書提出期限	令和4年4月28日(木)
参加資格審査(第一次審査)結果通知	令和4年5月13日(金)
プレゼンテーション審査(第二次審査)	令和4年5月20日(金)
選定結果通知	令和4年5月25日(水)
契約締結	令和4年5月30日(月)

## 6 事業の告示・実施要領等交付

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を下記のとおり交付する。

### (1) 交付資料

・館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託公募型プロポーザ



企画提案書（任意様式）	原本には代表者印を押印すること。 本業務に対する基本的な考え方，取組方針を記載するとともに，仕様書に示す各業務内容について，具体的な手法及び提案を記載すること。
業務スケジュール案（任意様式）	履行期間中における業務フロー・スケジュール案を記載すること。
業務実施体制（様式第4号）	統括責任者（1名）及び担当者（全員分）について記載すること。
見積書（任意様式）	合計金額のほか，年度ごとの金額を記載し，本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。 追加提案した業務を含め，業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積もるものとし，人工・回数・単価等がわかるように記載すること。

## 8 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は，質問書（様式第5号）を提出すること。

- （1）受付期間：令和4年4月4日（月）から令和4年4月18日（月）午後5時00分まで
- （2）提出方法：質問書に必要事項を記入し，電子メール又はFAXで，担当課へ提出する。また，電話により担当課へ提出したことを連絡すること。  
質問に対する回答については，令和4年4月22日（金）までに実施する。

## 9 参加資格の確認及びプレゼンテーション審査の詳細通知

提出された申請書等により参加資格を確認し，参加資格の有無を通知する。

応募事業者が5者以上あった場合は，提出書類による第一次審査を行い，プレゼンテーションによる第二次審査の対象事業者を4者に絞るものとし，その結果を通知する。

上記通知は，電子メール（参加申請書に記載されたメールアドレス宛に行う。以下同様。）にて行うものとし，第二次審査対象事業者には，当日の集合時刻等詳細をあわせて連絡する。

## 10 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約受託候補者を，厳正かつ公正に決定するため，「館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)を設置し，審査委員会委員が，提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について，下記(2)の評価基準に対して，(3)の採点を行い，最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

なお，見積額の配点(20点，自動計算)を除く評価項目の点数(80点)について，審査委員会委員全員の平均点が48点(平均的な内容)未満の事業者は失格とする。

最高得点者が2提案者以上となった場合は，審査委員会委員の協議により，受託候補者を選定する。

なお，第一次審査を実施する場合，(2)の評価基準のうち，1及び4の合計点により，上位4者を選定するものとする。

### (2) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業者に関する項目 (配点10点)		
業務実績	適切な業務遂行が可能と判断できる十分な実績を有しているか	5点
業務実施体制	円滑かつ確実な業務が可能と判断できる体制が組まれているか	5点
2 業務実施に関する項目 (配点65点)		
業務理解度	本業務の背景や目的，関係法令や制度，市の他計画等，仕様書の趣旨を理解しているか	5点
業務の効率性及び実現性	業務の実施手順は効率的で，実現性の高いスケジュールとなっているか	5点
対応の柔軟性等	市の体制に合わせ，柔軟に対応することが可能か(必要に応じて策定委員会への出席や説明が可能か)	10点
	国・県の動向にあわせ，臨機応変に対応できるか(緊急性への対応)	5点
現状把握の的確性	必要とする資料やデータの収集方法・分析方法等が的確であるか	10点
	本市の地域特性やニーズ・課題等を的確に把握できる手法が提案されているか	10点

		重点を置く対策や総合事業の方向性等，現状の課題に対する方針の設定が的確であるか	10点
		実態に即し，本市に対する独自の提案がなされているか	10点
3 提案全般に関する項目（配点5点）			
	提案全般	誠意・誠実さがあり，かつ業務に取り組む積極性が感じられるか また，説明はわかりやすく，根拠や知識の裏付けのあるものか	5点
4 見積価格に関する項目（配点20点）			
	価格評価	= (最低提案価格 / 当該事業者提案価格) × 20点 小数点以下第4位四捨五入	20点
	合計		100点

### (3) 審査項目の採点基準

採点は，次に示す5段階評価による得点の付与を，上記(2)に示す評価項目ごとに行い，合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点 × 1.0
B	優れている	各項目の配点 × 0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点 × 0.6
D	仕様は満たしているが，内容が劣る	各項目の配点 × 0.4
E	提案ができていない（不記載・不適合）	各項目の配点 × 0.0

小数点以下については，小数点以下第4位を四捨五入して算出する。

見積額の配点については，最低提案価格を1位（20点満点）とし，2位以下は，「(1位の提案価格 / 当該事業者の提案価格) × 20点(少数点以下第4位を四捨五入)」とする。

### 1.1 プレゼンテーション審査について

本プロポーザルの審査は，審査委員会委員が，本要領10で示す評価方法及び評価基準に基づいて提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い，最も優れている提案を特定する。

なお，プレゼンテーションの実施方法等については，次のとおりとする。

- ・プレゼンテーションの準備は5分以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施終了後，約10分の質疑応答時間を設ける。
- ・出席者は合計3名以内とし，発表は，必ず，本業務を受託した場合の主たる

担当者が行うこと。

- ・プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、各事業者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。
- ・審査の公平性、透明性を確保するため、参加事業者の名称等が審査委員会委員長及び委員にわからないようにすること。
- ・実施日 令和4年5月20日（金）午後1時30分から
- ・実施場所 館山市役所本館（住所：館山市北条1145-1）  
各参加事業者のプレゼンテーション開始時間等詳細は、参加資格確認結果とあわせて通知する。

## 1.2 プレゼンテーション審査の辞退

事業者の都合により、プレゼンテーション審査を辞退する場合には、書面（任意様式）に記名押印の上、事務局へ持参又は郵送すること。

なお、辞退した場合であっても、辞退したことによるその後の不利益は生じない。

## 1.3 業者選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知予定日 令和4年5月25日（水）
- (2) 審査内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

## 1.4 選定結果の公表

選定結果については、参加事業者名及び評価点を館山市公式ホームページ内に掲載する。

## 1.5 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、契約を締結する。  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。
- (3) 契約に係る前払金の支払いは行わない。

## 1.6 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
  - ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
  - ・本要領4の参加資格要件を満たしていないと判断される場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ・見積額が提案上限額を超えている場合
  - ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席した場合
  - ・選考の公平性を害する行為があった場合
  - ・前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合
- (2)参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、全て当該提案者の負担とする。
- (3)提出書類は返却しない。
- (4)参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5)企画提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6)プレゼンテーション審査において、審査開始時間に間に合わない場合は、棄権したものとみなす。
- (7)提出書類に記載した担当者については、病気・死亡等の極めて特別な事情を除き、変更することはできない。
- (8)本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。
- (9)提案者が1者であっても、受託候補者の選定を行う。ただし、審査委員会委員全員の平均点が48点(平均的な内容)以上となった場合に限る。
- (10)本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

## 17 事務局及び書類等提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

館山市健康福祉部社会福祉課 社会福祉係

電話：0470-22-3213

FAX：0470-23-3115

E-mail：fukusika@city.tateyama.chiba.jp